

平成30年 第8回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年8月6日(月) 午前9時00分～午前10時05分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(37人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員
7番 吉原春樹 委員	8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員
10番 野田弘之 委員	11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員
13番 井崎陽子 委員	14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員
16番 香月伸幸 委員	17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員
19番 川崎敏樹 委員	20番 小柳眞佐美 委員	21番 森 邦之 委員
22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員	24番 山口八州男 委員
25番 田口千津子 委員	26番 片渕秋正 委員	27番 松尾利助 委員
28番 光武直広 委員	29番 溝上博信 委員	30番 永石恒弘 委員
31番 岩永廣康 委員	32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員
34番 溝口修一郎 委員	35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員
37番 川崎 薫 委員		

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第4条の規定による許可申請について
(3) 農地法第5条の規定による許可申請について
(4) 非農地証明願いについて
(5) 専決事項の報告及び承認について
(6) 平成30年白石町農用地利用集積計画(8号)の承認決定について
(7) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告

- 業務連絡事項 (1) 第9回農業委員会総会の日時及び場所
(2) 農業者年金加入推進について
(3) 宅地周りの農地の検討部会(仮称)について
(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	渕上悦子				

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、平成30年8月第8回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第8回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、9番中村勝郎委員から遅れる旨の連絡がっております。本日の出席委員は37名中36名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、25番の田口千津子委員、26番の片渕秋正委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第133号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第133号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第133号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字福富下分字第一田渕〇〇番、〇〇番、田の3,501㎡です。

貸付人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田16,229㎡です。

稼働力は男1名です。

申請の事由は、親から子に対して使用貸借権の設定をするものです。期間は平成30年8月6日から平成40年8月5日まで10年間です。全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 133 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 133 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 134 号 =

議長 続きまして、議案番号第 134 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 134 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字横手字一本杉籬〇〇番、〇〇番、〇〇番、田 846 m²、畑 261 m²、合計 1,107 m²です。

譲渡人は、福岡県太宰府市青山〇丁目〇番〇号、〇〇さんです。譲受人は、白石町大字横手〇〇番地、農業法人〇〇 代表取締役 〇〇さん、同じく代表取締役 〇〇さんです。

耕作面積は、田 39,045 m²、畑 9,433 m²、計 48,478 m²です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由としまして、譲渡人の要望です。譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、1 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。地元農業委員として事務局と現地確認を行いました。

申請地は、譲渡人より宅地に付随する農地であるということで相談を受けておりましたが、買受者があられず、売買が難しいと感じていました。譲渡人は高齢となり売買を急いでおられ、譲受人も野菜の苗床として利用したいとのことでしたので今回の申請

となりました。譲受人は、蓮根、玉葱、キャベツを中心に約 4.7ha の規模で営農されており、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。農業法人〇〇さんの代表取締役が二人おられますが、二人とも代表取締役ということですか。

事務局 現在、代表取締役の方が、江北の方と県外の方と二人になっております。

○番 それで問題はないのですね。

事務局 登記上そうなっておりますので、こちらのほうとしては、特段問題はないです。

○番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 134 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 134 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 135 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 135 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請について。
議案番号第 135 号。

申請農地の表示。大字福富字一本松〇〇番、畑 125 m²です。

申請者は、白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫及び作業場兼資材置場となっております。

転用の事由としまして、平成3年頃から農地法の申請をしないまま農業用倉庫の一部、資材置場として利用していたものです。始末書の提出があつています。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 100.00 m²、作業場及び資材置場 106.25 m²、宅地が同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が畑、南側が宅地、北側は畑です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しで決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 2 ページから 3 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 7 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、申請地を平成 3 年頃から、農業用倉庫、資材置場として利用していました。営農するうえで必要な施設のため、今後も農地に戻すことはないとのこと。面積も最小限度の規模であり、周辺農地への影響もないことから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 135 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。2 ページ目の今度予定されている建物の左側は畑となっておりますけど、実測平面図のなかにあるのは建物ですか。それとも畑ですか。

事務局 この件につきましては、次の 5 条の第 137 号で転用をする予定にしておりますので、建物の図面を 3 ページにつけております。

○番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 135 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 135 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 136 号＝

議長 議案番号第 136 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 136 号。

申請農地の表示。大字大渡字小通一ノ角〇〇番、畑 60 m²です。

申請者は、佐賀市高木瀬東〇丁目〇番〇号、〇〇さんです。

転用目的は、進入路となっております。

転用の事由は、昭和 62 年頃から宅地進入路として利用していた。今回、宅地部分は売却するが、隣接する所有農地の売却はしないため、今後は所有農地、宅地への進入路として利用したいとのことです。始末書の提出があつています。

事業または施設の概要は、進入路 60.00 m²です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が宅地、南側が田、北側は畑です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しで決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 4 ページから 5 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として7月31日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、宅地等への進入路の整備を目的とするものであります。周辺農地への影響もなく、区长、生産組合長、隣接農地の耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第136号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第136号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第136号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第137号＝

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第137号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案番号第137号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字福富字一本松〇〇番、畑100㎡、同じく〇〇番、畑280㎡、合計380㎡です。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さん。借受人は白石町大字福富〇〇番地、〇〇さんです。

転用目的は、分家住宅、駐車場及び宅地進入路となっております。

転用の事由は、実家の敷地内に住むことで子育てのサポートをお願いしたい。また、将来的には親の介護も考えているため申請地に分家住宅、駐車場及び宅地進入路を造成

したいというものです。

事業または施設の概要は、分家住宅 94.85 m²、駐車場 37.50 m²、進入路及びその他 247.65 m²です。

位置及び影響等は、東側が畑、西側が宅地、南側が宅地、北側は水路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しで決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 7 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、娘夫婦が実家の東側に隣接している申請地に分家住宅の建設を計画されています。申請地は貸付人の自作地であり、また、宅地と水路に囲まれた狭い農地であることから周辺農地への影響もなく、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 137 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 137 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 137 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 138 号＝

議長 続きます、議案番号第 138 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 138 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。白石町大字坂田字二本松〇〇番、畑 509 m²です。

貸付人は、白石町大字坂田〇〇番地、坂田の〇〇さん、借受人は白石町大字坂田〇〇番地、坂田の〇〇さんです。

転用目的は、資材置場及び駐車場となっております。

転用の事由としまして、申請地に隣接する宅地を借りて資材置場及び駐車場として使用してきたが、その土地が買収され使用できなくなったため、平成 30 年 6 月から申請地を資材置場及び駐車場として利用していたというものです。始末書の提出があつてい

ます。
事業または施設の概要は、資材置場 200.00 m²、駐車場 100.00 m²、通路、その他 209.00 m²です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が山林、南側が山林・ため池、北側は宅地・山林です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、当初から農振除外がなされております。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、許可基準の該当事項は、周辺のほかの土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 8 ページから 9 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 7 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、事務局から説明がありましたとおり、近隣の〇〇さんの畑を借用して、駐車場および資材置場の代替え地としての整備を目的とするものです。申請地は過大な面積でもなく、周辺を山林に囲まれており生産性の低い農地です。区長、生産組合長並びに隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。ご審議をよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 138 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 138 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 138 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 139 号 =

議長 続きまして、議案番号第 139 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 139 号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。白石町大字深浦字五本松〇〇番、畑 129 m²、同じく〇〇番、畑 371 m²、合計で 500 m²です。

譲渡人は、白石町大字深浦〇〇番地、牛間田の〇〇さん、譲受人は白石町大字深浦〇〇番地、牛間田の〇〇さんです。

転用目的は、一般住宅、庭、駐車場及び家庭菜園となっております。

転用の事由としまして、譲受人は後々、娘と同居することを考えており、住み慣れた環境である申請地に一般住宅を建設するとのこととです。

事業または施設の概要は、一般住宅 82.81 m²、庭 87.36 m²、家庭菜園 53.00 m²、駐車場 80.00 m²、通路・その他 512.89 m²です。宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が宅地・畑、西側が宅地、南側が道路、北側は山林・宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直しで決定公告されております。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、許可基準の該当事項としまして、周辺のほかの土地に立地することが困難な場合は許可し得る。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として7月27日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、譲受人である〇〇さんが後々娘と同居することを考え、住み慣れた環境である申請地に一般住宅の建設を計画されています。申請地は、周辺を住宅と道路に囲まれた農地であり、周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長並びに隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第139号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第139号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第139号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第140号＝

議長 続きまして、議案番号第140号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第140号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。白石町大字大渡字小通一ノ角〇〇番、畑138㎡、同じく〇〇番、畑24㎡、合計で162㎡です。

譲渡人は、佐賀市高木瀬東〇丁目〇番〇号、〇〇さん。譲受人は佐賀市川副町大字早津江〇〇番地、〇〇さんです。

転用目的は、太陽光発電設備設置となっております。

転用の事由としまして、今後、申請地で自ら営農する予定はなく、土地を有効活用す

ることによって自然エネルギーを用いた電力供給への寄与と今後の生活の安定のために太陽光発電設備を設置したいというものです。

事業または施設の概要は、太陽光発電設備 535.79 m²、通路・その他 403.39 m²、宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が宅地・道路、西側が田・宅地、南側が宅地・畑、北側は畑です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しで決定公告されております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの（第 1 種農地の占める割合は 1/3 を超えず）です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 7 月 31 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、申請地である畑に太陽光発電設備の設置を行われるものです。申請地は、譲渡人が現在所有している宅地に付随している狭小な畑で、宅地部分とあわせて一体として利用されるものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者、周辺の宅地所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 140 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。ここはもともと畑ですか。

○番 畑です。家庭菜園になります。

○番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 140 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 140 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 141 号＝

議長 続きまして、4.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第 141 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地証明願いについて。

議案番号第 141 号。

願出農地は、大字遠江字谷箆〇〇番、畑 71 m²です。

願出者は、東京都杉並区上井草〇丁目〇番〇号、〇〇さんです。

農地でなくなった時期及び原因は、平成 5 年頃の圃場整備事業により宅地進入路が造成され、畑として換地されていた。今後も農地に戻して耕作することはなく宅地への進入路として利用したいということです。顛末書の提出があっております。

圃場整備の有無は、地区内となっております。

その他参考事項といたしまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しの決定公告がされています。

非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後も再び農地として利用されることはないと判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元の農業委員として 7 月 30 日に、〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。申請地は、平成 5 年の圃場整備事業の際、畑として換地されておりましたが、以前より、

宅地進入路として利用されていたことは間違いのないと思われます。今回の申請については、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも、以前から非農地であったという意見を御得ておられ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 141 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 141 号は非農地として当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第 142 号＝

議長 続きまして 5.「専決事項の報告及び承認について」を議題とします。議案番号第 142 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 専決事項の報告及び承認について。白石町農業委員会業務規則第 2 条の規定によりあっせん委員を指名したので報告し承認を求めます。

議案番号第 142 号。

申出農地の表示、大字八平字新開〇〇番、畑の 1,464 m²。農振農用地区域内です。

あっせん申出者、小城市芦刈町永田〇〇番地、〇〇さん、あっせん委員が、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員です。

専決事項で行う、あっせん委員の指名については、白石町農業委員会業務規則第 2 条 6 号により規定されており、規定に基づき指名の報告をいたしまして、承認を求めますのでございます。議案の位置図は 15 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。これについて何かございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 142 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 142 号は当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第 143 号＝

議長 続きまして、議案番号第 143 号、6.「平成 30 年白石町農用地利用集積計画（8 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 143 号、

平成 30 年白石町農用地利用集積計画（8 号）の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は 3 件となっております。

整理番号の 1 番、買い手は今泉東の〇〇さん。売り手は今泉東の〇〇さん。土地の表示は、大字今泉字伊ヶ代〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 4,549 m²。利用目的は米・玉葱。所有権の移転時期は平成 30 年 8 月 7 日、支払期限は平成 30 年 12 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 69,825 m²です。認定農業者です。

整理番号 2 番、買い手は岡崎の〇〇さん。売り手は岡崎の〇〇さん。土地の表示は、大字大渡字岡崎〇〇番、田の 1 筆で 5,799 m²です。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成 30 年 8 月 7 日、支払期限は平成 30 年 8 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円。総額で〇〇円です。支払方法は、九州労働金庫口座への振込み。取得後の経営面積は 77,159 m²です。

整理番号 3 番、買い手は東六府方区の〇〇さん。売り手は小城市の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番、田の 1 筆で 1,464 m²。利用目的は玉葱。所有権の移転時期は平成 30 年 8 月 7 日、支払期限は平成 30 年 8 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 14,024 m²。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 5 ページにかけて 78 件、6 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 1 件、合わせまして 79 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 79 件、使用賃借権設定が 0 件となっております。そのうち新規が 21 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが

11 件で、再設定は 58 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 54 件です。今回の利用権の総面積は 351,831.21 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 1 件、個人によるものが 77 件、農地中間管理機構によるものが 1 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 13 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、79 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 143 号の所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 143 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、利用権設定関係で、○番の○○委員、○番の○○委員、○番の○○委員、○番の○○委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 143 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 143 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 144 号～第 148 号＝

議長 続きますて、7.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 144 号から 148 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 144 号。申し出農地の表示。大字横手字二本柳籠〇〇番、田の 3,701 m²。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切〇〇番地、西分二号の〇〇さんです。議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

議案番号第 145 号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑の 4,904 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

議案番号第 146 号。申し出農地の表示。大字牛屋字柳籠〇〇番、田の 3,478 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、日登の〇〇さんです。議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

議案番号第 147 号。申し出農地の表示。大字坂田字二本柳〇〇番、田の 842 m²、同じく〇〇番、田 428 m²、同じく〇〇番、田 1,268 m²、同じく〇〇番、田 2,740 m²、大字坂田字二本松〇〇番、田 2,295 m²、同じく〇〇番、田 430 m²、合計で 8,003 m²です。すべて農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、佐賀市兵庫町大字藤木〇〇番地の〇〇さんです。議案の位置図は、19 ページから 21 ページをご覧ください。

議案番号第 148 号。申し出農地の表示。大字新明〇〇番、田の 4,516 m²、同じく〇〇番、田 4,343 m²、同じく〇〇番、田 5,911 m²、合計で 14,770 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、藤津郡太良町大字糸岐〇〇番地、〇〇さんです。議案の位置図は、22 ページから 23 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 144 号から議案番号第 148 号まで 5 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 議案番号第 144 号から 148 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく願いします。

議案番号第 144 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 145 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 146 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 147 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 全部ですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 148 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 144 号は○番○○委員と○番○○委員、145 号は○番○○委員と○番○○委員、146 号は○番○○委員と○番○○委員、147 号は○番○○委員と○番○○委員、148 号は○番○○委員と○番○○委員、それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 144 号は○○、145 号は○○、146 号は○○、147 号は○○、148 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

① 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第9回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 農業者年金加入推進について
- ③ 宅地周りの農地の検討部会（仮称）について
- ④ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第8回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時05分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員